

第2章

# 個別列挙しない広範な定義を導入 対象となる無形資産の 明確化のポイント

「無形資産」という用語は、有形資産や金融資産ではなく、商業活動で使用するに当たり所有又は支配することができ、比較可能な状況での非関連者間取引においては、その使用又は移転によって対価が生じるものを指す」(パラグラフ6.6)

【この章のエッセンス】

●令和元年度税制改正によって、移転価格税制の対象となる「無形資産」を法令で明確に定義することとなったが、定義の方法は、特許等の無形資産を個別列挙して対象範囲を定めるのではなく、有形資産または金融資産以外の対価性のある資産として、対象範囲を個別列挙しない広範な定義が導入された。

●「無形資産」に関する広範な定義の導入の結果、無形資産による超過利益の帰属をわが国へ取り込む実務の動きが加速する可能性がある。

## 改正前措置法等の規定

令和元年度税制改正前の租税特

別措置法(以下、「改正前措置法」とい  
い、改正前の同法施行令については  
「改正前措置令」、改正前の同法施行  
規則については「改正前措置規」とい  
う)66条の4第7項は、同時文書化  
の適用免除取引について、一の国外  
関連者との間の国外関連取引の総  
額が50億円未満であり(同項1号)、  
かつ、特許権等の国外関連取引の  
総額が3億円未満であるもの(同項  
2号)と規定していた。そして、同  
2号は、「国外関連取引(特許権、実  
用新案権その他の財務省令で定め  
る資産の譲渡若しくは貸付け(資産  
に係る権利の設定その他の者に  
資産を使用させる一切の行為を含  
む)又はこれらに類似する取引に  
限る。）」と定めていた。

これを受けて、改正前措置規22条の  
10第5項は、「法第66条の4第7項  
第2号に規定する財務省令で定め

る資産は、無形固定資産その他の無  
形資産とする。」と規定していたが、  
「無形資産」の定義は明らかではな  
かった。

## OECD移転価格 ガイドラインの見解

ガイドラインは、無形資産を狭く  
定義してしまうと、あるものを非  
関連者間取引において譲渡または  
使用する場合には対価が支払われ  
るにもかかわらず、関連者間取引に  
おいては、当該ものが無形資産に  
該当しないので譲渡または使用の  
対価は不要という主張がなされる  
かもしれないという狭く定義した  
場合の懸念を示していた(パラグラ  
フ6.5)。そこで、ガイドラインは、  
無形資産を次のとおり広く定義し  
た。

その結果、定義の厳格化を目指す  
のではなく、定義を広範なものとし  
ていくように方針を転換し、個別列  
挙ではなく、有形資産または金融資  
産以外の資産で対価性のあるものを  
すべて射程に入れることにしたので  
ある。その結果、特定の無形資産に  
分類できないものであっても、広く